



厳島神社 撮影：按田由紀

目次

- 寄稿文：都市農家2022年問題
～佐山隆一税理士へのインタビュー～ ...2
佐山隆一税理士事務所 税理士 佐山隆一
インタビュアー：弁護士 古川健太郎
- 論文：あなたの会社も対象です
～個人情報保護法～ ...8
弁護士：真野 文恵
- 論文：企業ネットトラブルに関する法的対策② ...10
～「ネット攻撃」企業内関与者に対する処分～
弁護士：秋山 俊

ご挨拶

代表パートナー 弁護士 古川健太郎

明けの候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当事務所では、税理士や司法書士など他士業の先生方との連携による的確かつ迅速な事件処理、及び専門分野をさらに深化させるための定期的な勉強会の開催などにより、総合的かつ専門性の高い良質な法的サービスの提供に努めております。

今回は、一般社団法人相続あんしんサポーターと一緒に勉強させていただいている佐山隆一税理士に、最近話題となっている「都市農家2022年問題」についてじっくりインタビューさせていただきました。皆様ぜひご一読ください。

都市農家2022年問題 ～佐山隆一税理士へのインタビュー～

日時：平成29年8月24日
場所：八王子ひまわり法律事務所会議室
インタビュアー：古川健太郎



税理士 佐山隆一

山口県岩国市出身、明治大学商学部卒業、平成21年税理士登録、都内の大手会計事務所勤務後、平成23年に東村山市で独立し、現在に至る。

佐山隆一税理士事務所

東京都小平市小川東町1-26-7 マルブライト101

TEL：042-313-4355

r-sayama@tkcnf.or.jp

古川：今日は「都市農家2022年問題」について、同問題をテーマとするセミナーに引っ張りだこの佐山隆一税理士にインタビューさせていただきます。

「都市農家2022年問題」というのは、結局生産緑地の問題ということですね。「生産緑地」というのは、そもそもどのようなものなのか教えてください。

佐山：「生産緑地」というのは、良好な都市の都市環境を確保するため、農業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るということで、農業の振興を図るのではなくて、都市計画に基づく良好な住環境を保ちましょう、という意図の下に作られている制度です。

古川：生産緑地というのは、指定を受けるようではすけれども、生産緑地に指定されると、どのようなのでしょうか。

佐山：「売れない、貸せない、建てれない、借りれない」ということになります。

まず、売るという行為そのものが基本的にはできません。

なぜかというと、生産緑地というのは、先程からお話させていただいているとおり、都市部の良好な住環境を保つことを目的としているので、一定の農地としての「耕作」というものが義務付けられます。

そのことによって勝手に農地を改造して貸すようなことになったり、売って緑地帯の部分を失くしてしまうということができないということになります。

その代わりに保有コストを下げましょうということで固定資産税・都市計画税の方がグッと下がります。

具体的にはどれくらいになるのかというと、地方にある一般農地とほぼほぼ同じような金額になるので、数百円～数千円という固定資産税額にまで減免していただけるということになるわけですね。

古川：借りれないというのはどういうことですか。

佐山：銀行さんから借りれない、つまり担保価値をほとんど有していないということになります。

古川：そうすると、生産緑地を売ることは全くできないということなのですか。

佐山：ほぼできないと思っていてよろしいかと思います。

つまりこの生産緑地というものは、一旦指定されると基本的には30年間、この指定を解除できません。例外として、この生産緑地をメインで耕作されている方、農業に従事されている方が亡くなられたこと、つまりもう農業はできませんよという状況になった時には指定の解除を受けることができます。つまり、指定から30年経つか、メインで耕作されている方が亡くなるまでは、生産緑地は売れないということです。

そして、実はこの生産緑地の中で一番多いのは、「平成4年の生産緑地」と言われている平成4年に指定を受けた生産緑地です。

古川：平成4年は1992年ですから、そこから30年経つということが2022年問題ということですね。

佐山：そのとおりです、はい。

古川：そうすると、平成4年に指定された生産緑地は2022年に解除されると。

佐山：基本的には、本来であれば、法律の趣旨から言えばそういうことです。

古川：そうすると、売ることも貸すことも建てることも借りることもできるようになる。
まあ、良いことですね。

佐山：そう、片方では良いことなんですけれども、やはり一番最初に気にしなければいけないのは、この生産緑地の法律の趣旨ですね。

都市部にある農地、緑地を守りましょうという都市計画に基づいている話なので、その趣旨から考えていくと、30年経って全部が全部これを解除されると良好な都市環境が守れないだろうという形になるので、実は今年平成29年に法改正がありました。

古川：どのような法改正ですか。

佐山：法改正は基本的には今度は「特定生産緑地」というものを設ける形になりました。

つまり、平成4年から30年経った生産緑地については、「売れる、貸せる、建てれる、借りれる」、つまり生産緑地から解除できるという話になるんですけれども、その「解除」というものが無秩序に行われてしまうと、都市部の緑地を守るところができなくなるということになるので、その所有者、農業をメインでやっている方の同意というものが前提ではありますけれども、生産緑地が解除できなくなる可能性はあります。

古川：特定生産緑地の制度はこれまでとはどこが違うんですか。

佐山：生産緑地そのものの運用の仕方とか義務とかについては基本変わってはいないのですが、30年経った生産緑地についてはもう一度10年間同じような網をかけましょうということになります。

古川：じゃあ、30年というところが10年に短縮はされるけれども、それでもまあ10年って相当な期間「売れない、貸せない、建てれない、借りれない」が続いてしまう。

佐山：そうですね。

さらに10年ごとにまた更改更改ってなる可能性があるんで、結果としてもう一度30年になる可能性は十分に含まれると思います。

古川：農家の方の立場から見て、この2022年問題、どんなことが考えられるのでしょうか。

佐山：そうですね、当然この特定生産緑地というところを考慮しなければいけないのですが、全員が全員特定生産緑地の指定を受けるかということ、まだちょっと実は分からない、どういう形で行政が指定してくるかというのが分からないのですが、今この生産緑地というのが平成4年から平成29年っていう形で30年弱ですよ、27年26年っていう形ですけれども、いろいろな問題が出てきています。どういう問題が出てくるかということ、実は都市農家の方たちというのが農業だけでは食べていけない。それは当然そうなんですけれども、兼業で不動産の賃貸業と併せてやっていかないとなかなか生活がままならない。もっと言うていくと、相続税という部分が当然かかってくるので、お金を持っていなければ維持できないのですよね。更に、ご自宅、農家屋敷だったり、生産緑地にしていない農地をお持ちの方も当然多いわけです。ある部分については生産緑地、ある部分については宅地化農地という表現の仕方をしますが、生産緑地でない普通の畑っていう形になると、実は固定資産税が宅地並み課税されるわけです。



【農地と固定資産税】

- 固定資産税において農地は、一般農地、市街化区域農地に区分され、評価及び課税されます。
- 「一般農地」については、農地の売買実例価格を基に評価（農地評価）され、課税に当たっては「一般農地の負担調整措置」（注）が講じられる（農地課税）。市街化区域農地のうち、生産緑地地区の農地については、生産緑地法により転用規制がされているため、評価及び課税に当たっては一般農地と同様の取扱いとされています。
- 「市街化区域農地」は、道路状況など宅地として利用する場合の利便性が類似する宅地の価額を基準とした価額から、農地を宅地に転用する場合に必要と認められる造成費相当額を控除して、評価額が求められます（宅地並評価）。このうち、
 - ・「一般市街化区域農地」は、「一般農地の負担調整措置」（注）が適用されるため、評価額は高くなっても実質の課税は農地に準じた課税となっています。
 - ・「三大都市圏の特定市の市街化区域農地」は、「宅地の負担調整措置」（注）が適用されます（宅地並課税）。

固定資産税は、1月1日現在の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に課せられます。

（本則）

税額=固定資産税評価額×1.4%

		(評価)	(課税)	税額のイメージ
農地	一般農地	農地評価	農地課税	千円/10a
	生産緑地地区の指定を受けた農地	農地評価	農地課税	数千円/10a
	市街化区域農地	宅地並評価	農地に準じた課税	数万円/10a
	三大都市圏の特定市の市街化区域農地 (特定市街化区域農地)	宅地並評価	宅地並課税	数十万円/10a

農地評価：農地利用を目的とした売買実例価格を基準として評価

宅地並評価：近隣の宅地の売買実例価格を基準として評価した価格から造成費相当額を控除した価格

出典：農林水産省

そうすると、その保有コストたるやそれなりのものになるので、不動産収入がある程度あったとしても、実はその辺の自宅の屋敷とか宅地化農地の部分、生産緑地でない農地の部分を維持していく保有コストだけでほとんどのお金が出ていってしまう、なかなかお金が溜まらない、生活もままならないという形になっているのが実状なんです。そういうものがだんだん出てきている中で、生産緑地として今使っている場所をなんらかの賃貸に回すことができれば、ある程度の収入が入ってきて、家を守っていく、儲けようという形よりは家を守っていく収入になり得るところが非常に大きいと思うので、一定部分については、全部の農家でできるわけではないですが、ある程度道路付きが良かったり、まあ駅に近かったりっていう場所の生産緑地をお持ちの方については一部を解除することがもし可能なのであればそこに賃貸できる建物を建てて賃料収入を得て家を守っていく手段が可能なのではないかと思いますね。

古川：自治体の方も緑地である農地を守っていくためには一部を活用しないと難しいでしょうっていうのは受け入れる余地があるのかどうかっていうことですが、

佐山：そこなんですよね。ただし、実は多分それ行政は嫌がるはずですが、もし解除するんだったら、全部解除っていう話になると思います。

古川：一部解除は認めないということですか・・・。

佐山：全部解除するっていう話になるともう一つ危機があるのは、相続税の話です。

農地について宅地と同じ相続税をかけてしまうと税負担が大きくなり過ぎて、その家若しくは畑を守っていくことができないということになってしまいます。

そこで相続税の納付の猶予というものが用意されていて、農地部分については一定の相続税を納めなくてもいいですよ、ただし条件としてはずっと耕作してくださいねということです。

この生産緑地とこの相続税の納税猶予というのが非常にリンクしています。

生産緑地を2022年で例えば全部解除すると、相続税の納税猶予を受けられなくなる。

相続税の納税猶予が受けることができる農地というのは、調整区域については一般農地、市街化区域にある農地については、実は生産緑地のみなのです。

なので、生産緑地を外してしまうと納税猶予を受けられない、納税猶予を受けられないということになると、農家の方たちについては、何十億という相続税がかかってくる可能性があるのです、そうすると農地を手放さないと、売らないと相続税が払えないというのが現実だと思います。

実は、平成4年に生産緑地の申請をして、今までの間に相続があった方については相続があった時点で生産緑地というのは続けますか続けませんかというのは選んでいる話なのです。

これ非常に難しいところなのですが、相続時に生産緑地から普通の宅地化農地に変えるっていうことは可能です。その制度が用意されているのが生産緑地法になりますけれども、買取りの申出というものができることになります。

買取りの申出というのが基本的にどういう行為かと言うと、自治体に生産緑地を「もうこれ止めたいです」という話を申し出ると、自治体はですね、「誰か買いませんか」ということを探さなきゃいけないことになってます。

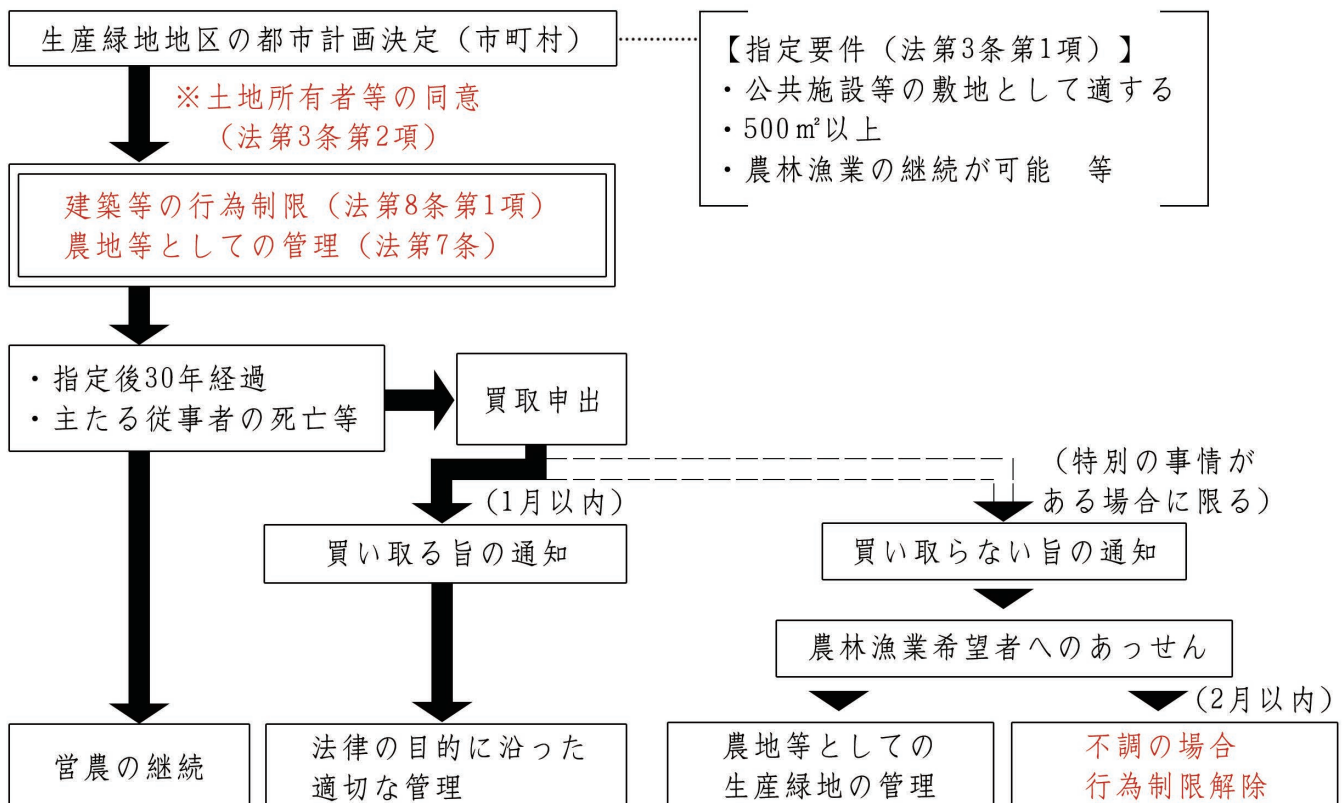
でも、基本的には現状誰も生産緑地を買いません。

買わないんですけども、買わないということになって初めて所有者のほうで自由に売ることができるとい形になっているので。

古川：解除を受けられる。

【生産緑地に係る都市計画のイメージ】

都市計画手続きの流れ



出典：国土交通省

佐山：相続税の納税猶予を受けるためには大前提としては農地が生産緑地でなければいけないので、その農地には生産緑地法の網がかかっています。

その上、その農地には相続税法という網もかかっているのですが、今度の2022年問題、この30年経ったら解除できますよってという話の時に、この間に相続があって相続税の納税猶予を受けた方については今回の話は実は一切関係ないのですね。

今度は相続税の納税猶予を受けている場合については、その受けた相続人が死ぬまで農業をしてくださいね、それをしないと相続税が今度は確定しますよと。

死ぬまで農業をやった場合については猶予を受けていた相続税額が今度は免除に変わります。

途中で止めたという話をした場合については、その相続税を本税プラス遡って利息まで払ってくださいねという話になるので、これ現実的には、法律的には可能ですけれども、やってしまうと非常に多額の相続税がかかってしまいます。

古川：納税猶予の制度というのは、農地の20%以下を譲渡した場合には一部打ち切られる場合があると聞いているのですが、例えば、農家は続けるのだけど、要するに現金収入を得るために20%以下でアパートを建てるために生産緑地の解除を受けるという場合には、一応納税猶予を継続しながら一部打ち切りは可能。

佐山：当然可能ですね。

でも、それは2022年問題とは別の話ですね。

これもおすすめしないですね。

まあ、どうしても当初納税猶予を受けた時に、あまり趣旨が分からなくてそういうところを受けてしまったという方についてはその20%以下の部分の取り止めということは選択としては有り得るかなとは思いますが。

古川：おすすめしないという理由はなんですか。

佐山：結局、その本税プラス利息。

古川：遡り課税。



【遡り課税の怖さ】

相続税の納税猶予が打ち切りとなると、「猶予」されていた相続税を支払わなくてはなりません。加えて「猶予」されていた期間に応じ利息も発生します。

利息 → 利子税の計算 $3.6\% \times \text{特例基準割合} \div 7.3\%$ (H29年2.7%)

納税猶予打ち切りの場合には、物納・延納による相続税の支払いはできない！

農地をご売却して納税資金捻出 → 別途譲渡税が課税される。(税率20.315%)

相続税+利子税+譲渡税

佐山：一部打ち切りをしますよね、20%。

そしてそこを有効活用してこういうお金を生んでいこうという形にしても、それをやるための前提として、その20%の税金を払って利息も払ってもプラスになる投資なのかということ判断しなければいけないという話になるので、そうすると条件としては相当厳しくなるのじゃないかなと思いますね。

売るのがだったらまだお金が入ってくるから払えますよね。

でもロードサイドにある納税猶予を受けている畑を一部打ち切りにして、テナントにしましようにし

ても、そこに対しての利息、この場合については売らないですよ。

利子税の部分と本税の部分を考えて相続税の本税ですね、それがコストとして出てくるじゃないですか、最初に事業として行うコストとして考えると、ペイできる程の有効活用があるのかどうかというのは非常に考えないといけないですよ。

だってそこ農業やっていけば、本税も利子税もかからないわけじゃないですか。

古川：「ロードサイド」という言葉が出たのですが、街道沿いに、道路に面してご自宅があって、その後ろが畑になっているような農家がありますね。

佐山：街道沿いに母屋があって、裏に多摩川上水が入って、その裏に畑があるっていうのは多摩の独特な形ですよ。

そういうところはどくなってるのかというと、短冊状、街道に面してうなぎの寝床みたいな形で土地があるわけですけども、一つのやり方としては、自宅をですね、奥、生産緑地になっている多摩川上水の奥に家を建て替えて、街道沿いの土地を空けて、そこにテナント業を行うっていう方法があるかと思います。

そうすると、生産緑地を解除するのが、自宅の裏の畑の一部、まあ、約100坪とか70坪だけを解除して、自宅を建て替えて、前面を空けて、そこでお金を稼ぐ方法が、今回の2022年問題の形で申請から30年経った場合にできる方法なのではないかなと実は考えています。

ですので、既存の納税猶予を受けている土地、農地をどうのこうのしようというのは非常にコスト、つまり投資としてのバランスが実はあんまりとれないのではないかなと思うので、やり方としては納税猶予を受けていない生産緑地の一部を解除して何らかの形ができるかできないかということを考えられた方が賢明なのではないかなと思いますね。

古川：分かりました。

佐山：2022年問題でみなさんに取り組んでいただきたいのは、家として本当に農業をやっていくかどうかの一つの考える時間にしてほしいという話です。

まだ余裕があるじゃないですか。

2022年まであと4、5年あるわけですよ。

その間に、生産緑地をお持ちの農家の方については、農業を子どもの代若しくは孫の代までやっていくかどうか、やっていくんだったらこの相続税の納税猶予を受けて畑を維持していくっていう方向が良いのだと思います。

もう畑をやっていけないよと、つまりお父さんお母さんおじいちゃんおばあちゃんに万が一があった時については、納税猶予というものは受けられない。

なぜかと言うと、その農地を相続した相続人が終身死ぬまで農業をやっかなければいけないという基本的にはできないというご判断をされた時についてはこの2022年に一部生産緑地については解除して何らかの土地の有効活用の方についていただいて、現金収入を得るような形にさせていただいた方が良いのではないかなと思います。

古川：今日は生産緑地と相続税の納税猶予がリンクしているということ、つまり生産緑地の解除については慎重に考えなければならないことが良く分かりました。長時間ありがとうございました。



【生産緑地法と相続税法の相違点】

	生産緑地法	相続税法
所轄省庁	国土交通省	財務省
税金の措置	固定資産税等の軽減	相続税の猶予（免除）
営農義務	原則30年 又は 主たる従事者の死亡等迄	終身営農
適用中の提出書類	無	営農継続届出書 (3年毎終身提出)
遡り課税	無	有 (相続開始時まで遡る)

あなたの会社も対象です ～個人情報保護法～



弁護士 真野文恵

平成17年4月個人情報保護法が全面施行されました。平成27年に同法が大幅に改正され、平成29年5月30日から改正法が施行になりました。そこで、今回の改正と取扱いのルールのポイントを説明します。

1. 適用範囲の拡大

旧法では、5000人以下の個人情報を取り扱う「中小規模事業者」は同法の個人情報取扱業者から除外されていました。

しかし、改正法では、この除外制度が廃止されました。

従って、

中小企業や個人事業主も対象となります。

また、個人情報を利用する事業が営利か非営利かを問わないため、

NPO、町内会、自治会、学校の同窓会なども対象となります。



2. 個人情報の定義の明確化

旧法では個人情報の定義は、①「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」でした。

改正法では、①に加え、②個人識別符号が含まれるものを個人情報の定義に加えました。

②個人識別符号は、以下の2種類です。

i 特定の個人の身体の一部の特徴を電子的に利用するために変換した符号

たとえば、顔、指紋・掌紋、虹彩、手指の静脈、声紋、DNAなど

ii サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる公的な番号

たとえば、マイナンバー、旅券番号、免許証番号、基礎年金番号、住民票コード、各種保険証の記号番号など



3. 個人情報取扱いのポイント

基本的には、以下のとおり常識的な注意をしていれば大丈夫です。

① 個人情報を取得するとき

個人情報を取得する際は、利用目的を具体的に特定し、目的を通知又は公表する必要があります。

② 個人情報を利用するとき

取得した個人情報は、利用目的の範囲で利用しなければなりません。既に取得している個人情報を、取得時と異なる目的で利用する場合には、本人の同意を得る必要があります。



③ 個人情報を保管するとき

取得した個人情報は、漏えい、紛失、き損などが生じないように、安全に管理しなければなりません。

たとえば、

個人情報保護監理者の設置、役割・責任の明確化
個人データを記した書類、媒体、コンピューター等を机の上に放置することの禁止
従業員に対する教育・訓練・監督、内部規程等の設置・周知
個人情報を取り扱うパソコンにウイルス対策ソフトを入れる。
個人情報にアクセスするためのパスワードを設置する。
個人情報にアクセスできる者の制限



④ 個人情報を第三者に渡すとき

個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要があります。

但し、委託先、事業の承継及び共同利用の場合には、提供先は第三者には当たりません。

また、例外として、法令に基づく場合、被相続人との生命、身体または財産の保護に必要でありかつ本人の同意を得ることが困難である場合等には、本人の同意は必要ありません。

⑤ 本人から個人情報の開示を求められたとき

本人から請求があった場合、個人情報の開示、訂正、利用停止等に対応しなければなりません。個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に対処する必要があります。

4. 新たに個人情報取扱業者に該当することになった会社や団体の場合には、社内における個人情報取扱いのルールを、個人情報取扱規程等で定めておくことをお勧めします。

企業ネットトラブルに関する法的対策②

～「ネット攻撃」企業内関与者に対する処分～



弁護士 秋山 俊

1. はじめに

前回は、企業に対するネット上の誹謗中傷等の書き込みを取り上げ、その対策についてお話ししましたが、その「ネット攻撃」の内容がプレスリリース前の商品情報に関するものであったり、営業秘密等に関するものであった場合には、「ネット攻撃」に関与している者が企業内にいる可能性を検討しなければなりません。

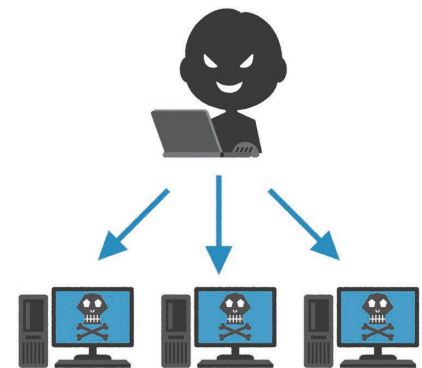
今回は、「企業ネットトラブルに関する法的対策」シリーズ第2弾として、企業に対する「ネット攻撃」に関与している者が企業内にいた場合の対策についてお話ししたいと思います。

2. 企業内関与者の調査・特定

新商品や新サービスに関する未発表の情報や企業内の不祥事等がインターネット上に漏出し、これが原因となって違法な投稿等が相次いでいる場合には、企業内の者による書込み・投稿等であることも疑わなければなりません。この場合、従業員に守秘義務を課している企業であれば、当該守秘義務違反の問題が生じますし、情報の取得態様によっては、不正競争防止法違反として刑罰に問われる可能性もあります。

そこで、「ネット攻撃」に企業内関与者の存在が疑われる場合には、直ちに、企業内に調査委員会等を設置し、全従業員から「調査同意書」等を作成していただき、また、ITの専門家の協力を得て従業員のPCやネットワークの利用状況調査を行う等、徹底した調査を実施すべきです。

近年、公益通報者保護法の施行により、企業内不祥事の早期発見が期待され、また、通報者の保護が厚く図られるようになりました。しかし、「公益通報」は一定のルールに従って行う必要があります。公益通報者保護法の定めるルールに従わないインターネットへの情報漏洩には厳しく対処しなければなりません。たとえば、インターネット上に漏出した情報が「企業の不祥事」であっても、当該不祥事自体は許容されるものではありませんが、従業員が当該情報をインターネット上に漏出する行為は、不祥事とは別問題として毅然とした態度で対処する必要があります。



3. 企業内関与者の処分

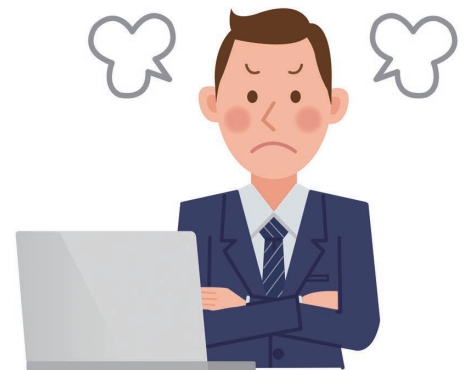
(1) 懲戒処分など

調査の結果、企業に対する「ネット攻撃」に従業員が関与していることが判明した場合、当該従業員を処分するか否か、処分するとしてどのような処分が適切かということが問題となります。まず、懲戒処分（従業員が企業秩序や職場規律の維持に違反した行為に対して課す制裁のこと）には、一般的に懲戒解雇、出勤停止、減給、戒告（譴責）等がありますが、これをするためには、

- ①懲戒処分の根拠規定が周知された就業規則又は個別の労働契約に存在しており、懲戒の対象となる事由と種類が定められていること、
- ②「ネット攻撃」企業内関与者の行為が懲戒事由に該当すること、
- ③懲戒処分の内容が社会通念上相当であることが要件となります。

常時10人以上労働者がいる企業では就業規則を定める義務があり（労働基準法89条）、就業規則には懲戒処分の「種類及び程度」を定めることを要求しております（同条9号）ので、①の要件は充足している場合が多いと思われます。問題は②と③の要件です。②については、不祥事等の情報をインターネット上に漏出する行為さえ立証できれば、「会社の名誉・信用を傷つけた」、「会社の秘密を漏らし、又は漏らそうとした」など、一般的な就業規則に規定されている文言に該当すると考えられます。また、③については、「ネット攻撃」企業内関与者の非違行為の性質や態様、勤務暦等が総合的に考慮され、企業の類似前例や他企業の同種事案の例と比較して処分が重すぎないかが指標となります。また、手続的な相当性も考慮要素となりますので、就業規則に定められていない場合であっても、少なくとも被処分者に弁明の機会を与えるほうが無難です。

なお、就業規則に基づいた懲戒処分を行う場合には、当該情報漏洩行為が「公益通報」の要件を満たすか否かを検証する必要がありますが、要件が抽象的ですので、弁護士等の専門家の意見を聞いたほうが良いです。「公益通報」に該当する場合には、解雇等の懲戒処分はできませんので、注意が必要です。



（２）損害賠償請求

一般論として、従業員が企業に故意又は過失により損害を与えた場合、企業から従業員に対し、債務不履行や不法行為を根拠として、損害賠償を請求することは可能です。

しかし、企業の業務と関係がある事項等に関して、企業に損害が生じたからという理由だけで損害賠償を認めると、従業員が十分な資力を有しているわけではないことが通常であり、また、企業は従業員の活動から利益を得ている以上リスクも負担すべき（報償責任の原理）ことから、近時の裁判例は、全額の請求を認めることは不公平であるとして、従業員の負う損害賠償責任を限定しています。

従業員が債務不履行や不法行為に基づいて損害賠償責任を負うためには、故意や過失が必要になりますが、従業員との関係でいえば、業務を行う上で通常起こり得るミス（過失）であれば、業務の中に織り込まれたものと考えられます。つまり、単なる過失では不十分と考えられます。

また、仮に従業員に責任が認められたとしても、企業から損害賠償請求し得るのは、通常損害、つまり、「通常生ずべき損害」（民法416条）に限られるのが原則です。さらに、これに当たるとしても、「損害の公平な分担」という見地から、信義則上相当と認められる限度において従業員への損害賠償請求が認められるとされています。すなわち、従業員への損害賠償請求においては、責任を負わせる損害額を限定する方向で考えられやすいものといえます。高額な損害賠償を請求したいという相談を受けることも少なくありませんが、実際に認められる請求金額はあまり期待できないということに留意しておくべきです。

